

# 産後パパ育休含む 育児・介護休業法の改正ポイント

第一弾は  
令和4年4月1日～

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度(出産時育児休暇制度)の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正がされます！今回は、令和4年4月1日から3段階で改正される、その第一弾です！

令和4年4月1日施行

## 1. 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

### ●育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④自社の労働者の育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

### ●妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか 注:①はオンライン面談も可。③④は労働者が希望した場合のみ。 ※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

## 2. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

現行	現行
(育児休業の場合)  (1)引き続き雇用された期間が1年以上 (2)1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない	(1)の要件を撤廃し、(2)のみに  ※無期雇用労働者と同様の取り扱い(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可) ※育児休業給付についても同様に緩和

## 3月の活動予定

- 3/2(水) 中小企業団体中央会への春闘要請
- 3/4(金) 36(サブロク)の日街頭行動
- 3/6(日) 3.8女性セミナー
- 3/7(月) 第2回最低賃金委員会
- 3/14(月) 社会保険労務士懇談会
- 3/15(火) 第3回労働相談情報共有会・第4回組織拡大情報共有会
- 3/25(金) 第3回政策委員会
- 3/26(土) 西部ブロック議員団会議

### ★編集後記★

ご存じの方も多いかと思います。山口県にある日本最大のカルスト台地「秋吉台」。そしてその麓に存在する日本最大規模の鍾乳洞「秋芳洞」。中に入るとヒンヤリと気持ちよく、そして巨大!幻想的で美しい!私と同じ名前を冠した超有名な鍾乳洞。そこによく行くことができたのはコロナ前の2019年GWでした。「店長!ボク、ここと同じ名前なんです!!何かサービスとかありませんかあ?」店長:「(汗)へえ、いい名前ですねへ。...特にありません。」(しーちー)



相談ダイヤル  
暮らしなんでも相談

東部 055-922-3715  
中部 054-273-3715  
西部 053-461-3715  
中東連 0538-33-3715  
しだ・はいばら 054-646-6055  
岳南 0545-51-3715

ライフサポートセンターしずおか  
https://www.lsc-shizuoka.com

# 「パワハラ防止措置」 中小企業にも義務化!

令和4年4月1日～

## 職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

## パワハラの代表的な例

身体的な攻撃	暴行・傷害
精神的な攻撃	脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言
人間関係からの切り離し	隔離・仲間外し・無視
過大な要求	業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害
過小な要求	業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた、程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
個の侵害	私的なことに過度に立ち入ること

## 職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置

- パワハラ禁止の方針明確化、処分の規則等文書化、労働者への周知・啓発
- 相談窓口の定めと周知、相談担当者の適切な対応
- 迅速かつ正確な事実関係の把握、被害者への適切な配慮措置、行為者への適切な措置、再発防止措置
- プライバシー保護措置と労働者への周知、相談したことによる不利益取り扱いをしない

## 職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

- 複合的に生じることも想定し、一元的に相談に応じることのできる体制を構築
- ハラスメントの原因や要因を解決するための取り組み複合的に生じることも想定し、一元的に相談に応じることのできる体制を構築
- 職場における自ら雇用する労働者以外にも同様の方針を併せて示す
  - 他の事業主が雇用する労働者
  - 就職活動中の学生等の求職者
  - 労働者以外者(個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等)
- カスタマーハラスメントに関し、相談体制の整備、被害者への配慮のための取り組み

# 連合静岡議員団会議 第17回総会

連合静岡議員団会議は1月29日(土)、「第17回総会」を実施しました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、賀詞交歓会やALWFセミナーとの同日開催とせず、議員団会議総会のみをWeb配信する形での開催としました。

総会は、中西会長(労働組合側代表幹事)と佐野県議(議員側代表幹事)のあいさつから始まり、続いて1月までに推薦決定をした次期藤枝・裾野市議会立候補予定者の自己紹介がありました。その後、伴県議(ふじのくに県議クラブ・政調会長)より「静岡県議会報告」をいただきました。

後半のパネルディスカッションでは、榛葉参議院議員にファシリテーターをつとめていただき、小山中衆議院議員、田中衆議院議員、渡辺衆議院議員、源馬衆議院議員、山崎参議院議員をパネリストにお迎えして、「連合静岡推進国会議員に問う!政治とは...」と題して、「コロナ禍における日本の課題」「地方分権・地方創生について」「今後の野党編成の動きについて」など、それぞれの国政に懸ける想いや、この国をより良くしたい気概が伝わる素晴らしいパネルディスカッションとなりました。Webにてご覧いただいた170名を超える皆さま、ご視聴ありがとうございました。

## 次 第

- 【第1部】 (1)2022年連合静岡議員団会議メンバー確認  
(2)労働組合側代表幹事、議員側代表幹事あいさつ  
(3)立憲民主党静岡県連代表あいさつ  
(4)国民民主党静岡県連会長あいさつ  
(5)連合静岡推薦候補予定者より自己紹介



労働組合代表幹事挨拶 中西会長 議員側代表幹事挨拶 佐野県議

- 【第2部】 (1)静岡県議会報告 ..... ふじのくに県民クラブ 政調会長 伴卓県議会議員  
(2)パネルディスカッション ..... 【共通テーマ】「連合静岡推進国会議員に問う!政治とは...」

ファシリテーター: 榛葉賀津也参議院議員

パネリスト: 小山展弘衆議院議員、田中健衆議院議員、渡辺周衆議院議員、源馬謙太郎衆議院議員、山崎真之輔参議院議員



静岡県議会報告 伴県議



小山 衆議院議員 田中 衆議院議員 ファシリテーター 榛葉 参議院議員 渡辺 衆議院議員 源馬 衆議院議員 山崎 参議院議員



パネルディスカッションの様子

- 【第3部】 (1)連合静岡推薦・支持議員の動画による活動報告作成について  
(2)連合静岡推薦・支持議員との意見交換会について  
(3)2022年政策制度要請の協力依頼について



## 組織拡大アクションプランII キックオフセミナー開催

# 『組織化の取り組みについて』

1月19日(水)、組織拡大アクションプランIIのキックオフセミナーを開催しました。UAゼンセン・組織局の大田光晴全国オルグを講師にお迎えし、『組織化の取り組みについて』と題して講演をいただきました。冒頭、連合静岡副会長でもありますUAゼンセン静岡県支部の菅勝幸支部長よりご挨拶をいただきました。連合静岡の執行委員を中心に、参集+Webによる形式での聴講となりました。

講演では、UAゼンセンでの組織化の実例を含め、組織化の必要性(使命)や労使双方にとってのメリットをご説明いただいた後、組織化の進め方について豊富な実体験に基づいた貴重なお話を伺うことができました。今後、連合静岡として「仲間を増やす」あるいは「労働者を守る」ための組織化を進めるにあたり、大変大きな意義のあるセミナーとなりました。必ずや「このセミナーが役に立った」と言える活動を推進していかなければならない、と心新たに誓うセミナーとなりました。



講師: UAゼンセン・組織局 大田 光晴 全国オルグ 菅勝幸 副会長



会場の様子



連合静岡  
かべしんぶん



静岡市駿河区南町11-22  
TEL (054) 283-0105  
FAX (054) 288-0105  
http://www.rengo-shizuoka.jp/

一 発 行 一  
日本労働組合総連合会  
静岡県連合会  
発行人 中西 清文  
編集人 西崎 秋芳  
発行日 2022.03.01

暮らしのあれこれ、  
ご相談は(ろうきん)へ。

マイホームの夢の実現!  
(ろうきん)  
住宅ローン  
クルマやバイクの購入から  
車検まで!  
(ろうきん)  
オートローン  
R 3ろうきん

住まいる共済  
火災共済・自然災害共済  
こくみん共済  
カーライフを応援する、頼れる補償  
マイカー共済  
全労済から「こくみん共済 coop」へ  
たすけあいの輪をむすぶ  
こくみん共済